

群馬大学共同教育学部附属学校部規程

令和 6. 4. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第9条の2の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属学校部（以下「附属学校部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属学校部は、附属学校園における教育・研究及び管理運営に関する校務を総括するとともに、群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）と附属学校園との連絡調整に当たることを目的とする。

(業務)

第3条 附属学校部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 附属学校園の管理運営に関すること。
- (2) 附属学校園の教育研究に関すること。
- (3) 本学部と附属学校園との連携に関すること。
- (4) 附属学校園間の連携に関すること。
- (5) その他附属学校園の重要事項に関すること。

(職員)

第4条 附属学校部に、次の職員を置く。

- (1) 附属学校部長
 - (2) 附属学校部副部長
- 2 附属学校部には、前項に規定するもののほか必要な職員を置くことができる。

(附属学校部長等)

第5条 附属学校部長は、附属学校部を代表し、附属学校園を統括する。

- 2 附属学校部長の選考については、別に定める。
- 3 附属学校部副部長は、本学の教職員（非常勤教職員含む。）のうち学部長が指名する者をもって充て、附属学校部長を補佐する。
- 4 附属学校部副部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の附属学校部副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第6条 附属学校部の運営に関する諸課題や重要事項について、助言を行うため、参与を置くことができる。

- 2 参与は、附属学校部長経験者等のうち学部長が指名する者をもって充てる。
- 3 参与の任期は1年とし、再任を妨げない。

(附属学校部会議)

第7条 附属学校園の管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学共同教育学部附属学校部会議を置く。

2 群馬大学共同教育学部附属学校部会議の組織等については、別に定める。
(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。